

自主防災組織活動について

1 令和8年度 駒ヶ根市地震総合防災訓練

- 実施日程（予定） 令和8年8月30日（日）
- メイン会場訓練 当番区：町二区（※持回り制：第3分団）
会 場：赤穂東小学校グラウンド・体育館
- 自主防災会訓練 安否確認訓練、避難所開設訓練 等
- 訓練時間の変更

・温暖化の進行に伴い、毎年熱中症警戒アラートの発令が増加している中で、防災訓練においても熱中症が懸念される状況であることから、訓練開始時間を下記のとおり変更したい。

	現状	変更案
地震発災（各区訓練開始）	8時00分	7時00分
メイン会場訓練開始	10時20分	9時00分
メイン会場訓練終了	11時45分	10時20分

2 各区災害対策本部設置施設

■災害発生時に各区の対策本部が設けられる下記施設については、各区において優先度が高い施設であることから、初動期の応急危険度判定施設は、市内小中学校（7施設）及び下記施設としています。見直しが必要な場合は、お申し出ください。

区 名	施 設 名	区 名	施 設 名
南割区	南割いきいき交流センター	下平区	農村環境改善センター（一心館）
中割区	農業担い手センター（至誠館）	町一区	赤須町地域交流センター
北割二区	長寿荘	町二区	経塚団地集会所（協同館）
北割一区	長寿荘	町三区	飯坂会館
小町屋区	小町屋公民館	町四区	やまびこ荘
福岡区	地域いきいき交流センター福寿荘	上穂町区	三和森クラブ
市場割区	市場割いきいき交流センター	中沢区	中沢支所・公民館
上赤須区	上赤須自彊館	東伊那区	東伊那支所・公民館

【応急危険度判定】

応急危険度判定は、大地震により被災した建築物を調査し、その後に発生する余震などによる倒壊の危険性や外壁・窓ガラスの落下、付属設備の転倒などの危険性を判定することにより、人命にかかわる二次的災害を防止することを目的としています。判定は、建築の専門家（上伊那建築士会）が個々の建築物を直接見て回ります。

3 自主防災リーダーの選任

- 自主防災リーダーとは、自主防災組織の活動を効果的に実践するために、必要な調整や誘導などを行い、区長や区役員と両輪で防災・減災活動を推進する自主防災活動の中心となる人です。
- 任期の決まりはありませんが、複数年（概ね3年以上）は担っていただくことが望ましいです。
- 選任にあたっては、消防（職）団員OB等の有識者に関わっていただくこと、また女性が積極的に参画いただける組織が望ましいです。

- 各区6名程度での編成が望ましく、区の役員選出の議論の中でも話題にしてください。
(例：本部長、副本部長5名(消火水防、救護、給食給水、情報連絡、避難誘導等))
- 毎年5月の自主防災会長会で自主防災会組織図の提出と自主防災リーダーの報告をしていただいておりますので、次年度へ引継ぎをお願いします。
- 防災士の資格取得について、毎年各区で1名は資格取得できるよう、防災リーダー等にお声掛けください。(※補助制度有)

4 洪水・土砂災害を想定した避難訓練の実施

- 市では、毎年8月に大規模地震を想定した地震総合防災訓練(市主導)を実施していますが、大雨等による洪水や土砂災害を想定した住民主体の避難訓練(区主導)の実施について、検討をお願いします。5月の自主防災会長会で訓練実施計画・報告書を提出していただきます。
- 実施日程については、国で毎年6月を「土砂災害防止月間」と位置付けていますので、出水期に入る6月初旬の実施が望ましいです。
- 訓練内容としては、区長、自治会長、隣組長を中心に、情報伝達体制や連絡方法の確認を行ったり、住民の皆さんは、事前避難場所や緊急避難場所、避難経路の確認を行うなど、基本的な訓練から実施していただければと思います。

<洪水・土砂災害と地震発生時の避難場所の整理>

【地震発生時】

- ①一次避難場所：隣組で決めた隣組長に家族の安否を報告する場所
- ②二次避難場所：自治組合で決めた隣組ごとの安否確認状況を取りまとめる場所(集会所等)

【洪水・土砂災害】

- ①事前避難場所：安全に移動できる場合に、少し遠くてもより安全に避難できる場所
⇒小学校体育館、親戚・知人宅など、地区内に限らずより安全な場所

※巨大台風の襲来が予想される場合や、梅雨時等の長雨が続いたときなど、洪水や土砂災害の避難は、事前避難が原則となります。

- ②緊急避難場所：移動に危険が伴う場合に、近場で少しでも安全な避難場所
⇒近所の比較的丈夫な建物の2階など

※ゲリラ豪雨が発生したときなどで、土砂災害や河川の氾濫の危険が高まった場合、遠くまで避難することが危険な状況の時は、緊急避難となります。

<地震を想定した避難とは、避難対応が根本的に異なることを理解しましょう！>

- 地震を想定した避難訓練は、地震発生後にどう対応するかを確認するもの。
- 洪水や土砂災害からの避難訓練は、災害が発生する前に地域の異変(予兆現象など)に住民一人ひとりが気づき、地域全員で避難を行えるかを確認するものであり、地震の避難訓練のように、訓練開始と同時に避難を開始するものではない。
- 地域の異変に、より早く気づき避難を開始するため、避難訓練では、「①予兆現象発見」「②警戒開始」「③自主避難開始」「④自主避難完了」ができるかをそれぞれ確認する。
- 市からの避難指示を待つのではなく、住民自らが災害の予兆現象に気づき、各自自治会や区へ連絡するとともに、自らの判断で自主的に避難を開始し、災害による被害を事前に回避することが大切。

令和 年 月 日

〇〇区民 各位

〇〇区長 ■■■■

月 日() 住民主導型 土砂災害等を想定した避難訓練の実施について

標記訓練について、以下のとおり実施しますので、皆様のご協力をお願いします。

＜本訓練のポイント＞

- 今回の避難訓練は、毎年8月末に実施している地震を想定した地震総合防災訓練（市主導）とは違い、大雨等による洪水や土砂災害を想定した住民主導型の避難訓練（区主導）となります。地震の避難訓練のように、訓練開始と同時に避難を開始するものではありません。
- 市からの避難指示を待つのではなく、住民自らが災害の予兆現象に気づき、各自治会や区へ連絡するとともに、自らの判断で自主的に避難を開始し、災害による被害を事前に回避することが大切となります。
- 区長、自治会長、隣組長は、情報伝達体制や連絡方法の確認を行います。
- 住民の皆さんは、緊急避難場所や避難経路の確認を行います。

1 実施日時 令和 年 月 日() 時 分～(時間程度)

2 訓練の流れ

- 【ステップ1】大雨時の河川氾濫・土砂災害の予兆現象発見（近隣住民による通報）
- 【ステップ2】情報伝達 発見住民 ⇒ 隣組長 ⇒ 自治会長 ⇒ 区長 ⇒ (市)
- 【ステップ3】警戒態勢発令 区長 ⇒ 自治会長 ⇒ 隣組長 ⇒ 住民
- 【ステップ4】自主避難開始判断・緊急避難開始指示 区長 ⇒ 自治会長 ⇒ 隣組長 ⇒ 住民
- 【ステップ5】自主避難開始・避難状況把握
⇒ 実際に避難は行いませんので、各自緊急避難場所等の確認をしてください。

3 訓練での確認事項

■ 区長、自治会長、隣組長

- ・ 情報伝達体制、連絡方法の確認（※隣組長は、各世帯への連絡方法も確認）
- ・ 各避難場所における責任者（担当者）の確認

■ 住民

- ・ 緊急避難場所、避難経路の確認
(自宅、△△保育園、□□いきいき交流センター ××集会所)
- ・ 事前避難場所 (), 避難経路の確認

【 月 日 () 】 〇〇区 住民主導型自主避難訓練 シナリオ

時刻	ステップ	発信者	→	受信者	通信方法	セリフ原稿	
8:00	土砂災害予兆現象発見	① 住民A	→	自治会長	電話	『〇〇地区内の雨量がもうすぐ自主避難基準を超えそうです。今後さらに危険な状況が予想されます。』	
		② 自治会長	→	区長	区無線		
8:05	警戒態勢発令	③ 区長	→	自治会長	区無線		『〇〇区は大雨により土砂災害や洪水の危険性が高まったため、警戒態勢に入りました。自宅周辺の様子に注意してください。』
		④ 自治会長	→	隣組長	電話		
隣組長 → 各世帯 → 区長							
8:30	緊急避難開始指示	⑤ 区長	→	自治会長	区無線		『〇〇区は雨量が自主避難基準に達し、災害の予兆現象も始め、土砂災害や洪水の危険性が極めて高くなっています。直ちに緊急避難所など安全な場所に避難してください。』
		⑥ 自治会長	→	隣組長	電話		
隣組長 → 各世帯 → 区長							
9:00	緊急避難完了連絡	⑦ 避難所責任者	→	自治会長	電話	『〇〇地区避難所（避難所名）〇〇人が無事避難しました。』	
		⑧ 自治会長	→	区長	区無線		

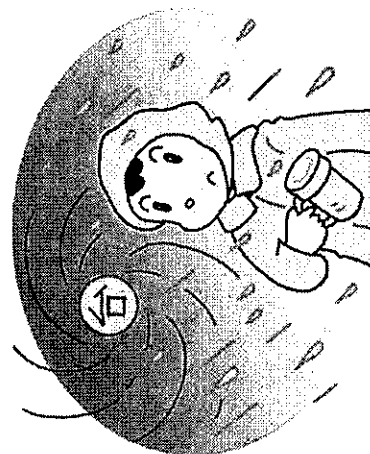
- (1) 区三役、防災本部正副本部長、避難誘導部正副本部長は、7時45分までに「□□」へ集合する。
- (2) 自治会長は、8時00分に自宅にて、無線機を準備し、区長からの無線連絡を待つ。以降、シナリオのとおり。
- (3) 各隣組長は、8時00分に自宅にて、自治会長からの電話連絡を待つ。以降、シナリオのとおり。
- (4) 緊急避難場所の避難所責任者は、8時45分～9時00分の間、現地で待機し、自治会長に電話連絡を行う。

【緊急避難場所責任者】

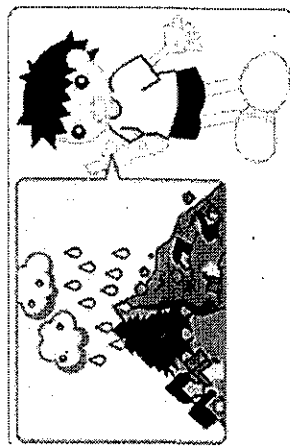
- 〇〇保育園 () ■ □□いきいき交流センター ()
- ××集会所 ()

地域の“知恵”を活かした住民主体の避難体制(例)

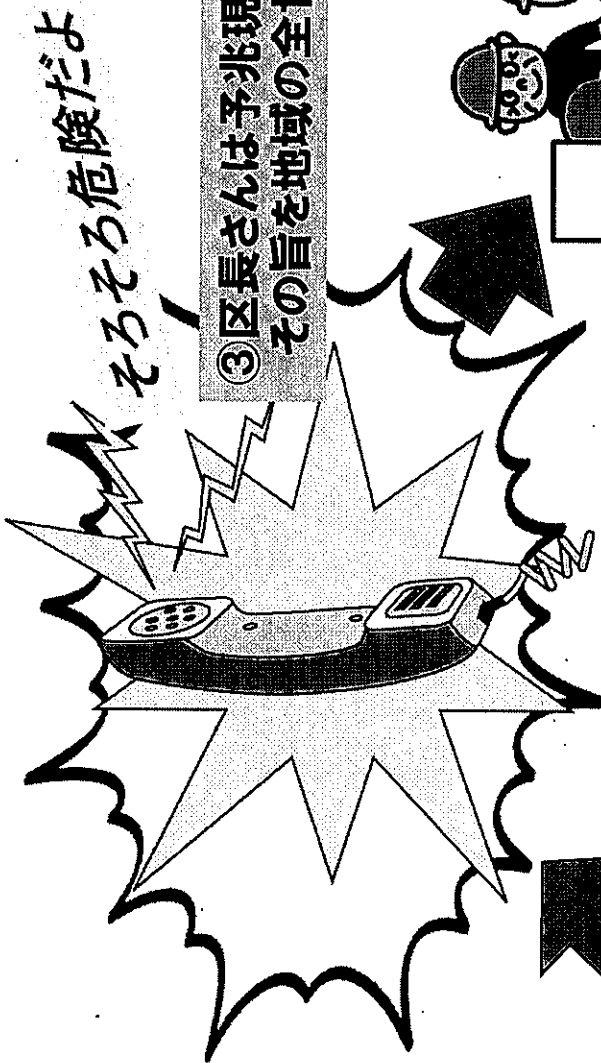
自分の住む地域のハザードマップを活用し、土砂災害発生の危険時において、地域住民全員が役割を担うような自主避難ルールを作成



①大雨が降った場合は、予兆現象に注意を払う

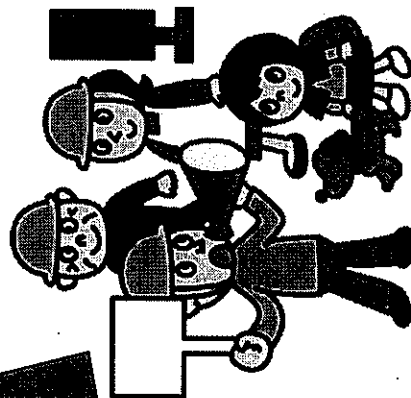


②予兆現象を発見した場合は、区長さんに報告する



そろそろ危険だよ

③区長さんは予兆現象の報告を受けたら、その旨を地域の全世帯に伝える



地域の皆さんは、隣近所に声をかけ合って避難する

防災行政無線（移動局携帯型）の保守点検について

区長の皆様に貸与している防災行政無線（移動局携帯型）は、2年に一回保守点検を実施しています。

つきましては、下記期間内に無線機及び充電器を各持参場所へお持ちください。

記

1 持参期間 1月19日（月）～1月23日（金）

※検査日が、1/29、30のため、期限厳守をお願いします。

※1/29：中沢支所（10時～）・東伊那支所（14時～）

1/30：駒ヶ根市役所（10時～）

持参場所	該当地区
駒ヶ根市役所 危機管理課	■竜西地区 南割区、中割区、北割一区、北割二区、小町屋区、 福岡区、市場割区、上赤須区、下平区、上穂町区、 町一区、町二区、町三区、町四区、親局
中沢支所	■中沢地区 中沢区長、12自治組合、中沢支所用
東伊那支所	■東伊那地区 東伊那区長、東伊那支所用×2

2 返却方法 2月6日（火）の区長会で返却します。

※中沢・東伊那地区については、各支所で返却させていただきます。

※2/2～2/5の間に来庁される予定がありましたら、来庁時に危機管理課までお声掛けいただければ、返却させていただきます。

3 その他 点検期間内に災害が発生した場合又は災害発生が見込まれる場合は、携帯電話にてご連絡させていただきます。

【 お問合せ先 】

〒399-4192 長野県駒ヶ根市赤須町20番1号
駒ヶ根市 総務部 危機管理課 地域防災係
（課長）春日 （係長）米村 （担当）林
TEL：0265-83-2111（内線221・222）
FAX：0265-83-4348
E-mail：bosai@city.komagane.lg.jp

令和 7 年 1 1 月

区 長 各位

総務課

地区女性役員の参画状況調査について（依頼）

日頃は、市の行政に対し格別なご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、市は男女共同参画の視点から、地域活動において男女が共に方針決定の場に参画できるよう啓発を行っています。

そこで、令和 7 年度における区・自治会の女性役員の参加状況を把握し、今後の市政に役立てていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。また、来年度の区、自治会の役員選考につきましては、男女共同参画をご理解いただき、選考していただければ幸いです。

なお令和 8 年度は、駒ヶ根市男女共同参画計画「あなたと私のいきいきプランパート 6」の計画期間の最終年度に当たります。地域の方針決定に女性が関わる割合として、区役員の女性割合の目標を 20%としておりますが、目標達成は難しい状況です。積極的な女性登用の取組にご協力をお願いいたします。

記

1. 調査票について

別紙調査票を記入の上、令和 7 年 12 月 12 日（金）までに総務課に提出をお願いします。

（メール、FAX可）

総務課 人権・男女共同参画推進室

TEL：83-2111（内線 216）FAX：83-4348

Mail：jinken@city.komagane.lg.jp

【別紙】

総務課 人権・男女共同参画推進室 行

TEL83-2111 (市役所 内線 216) FAX83-4348 jinken@city.komagane.lg.jp

地区女性役員の参画状況調査 (区)

区

1. 区役員に女性役員はいますか。

※ 区役員は、正副区長、書記、自治会長、会計、分館長、分館主事など毎月の区の役員会に参加する方としてください (別紙「令和6年の実績」の回答を参考にしてください)。

各区の運営方法や役員会の設定状況により、対象の役職範囲が区によって異なると存じます。定期的に地域の方針決定に関わることのできる役員について、記載をお願いいたします。

女性役員 _____ 人

役職名	性別		役職名	性別	
	男	女		男	女
区長	人	人		人	人
副区長	人	人		人	人
	人	人		人	人
	人	人		人	人
	人	人		人	人
	人	人		人	人
	人	人		人	人
合 計				人	人

2. 来年度 (令和8年度)、女性役員の登用を考えていますか。

[]

3. 区で、女性役員を登用するための取組みをしていますか。

(実施している場合は、事例等あればご記入ください)

[]

令和7年12月12日 (金) までにご提出いただきますようお願い致します。

令和6年度 地区女性役員の参画状況調査

行政区	地区役員割合			役員構成
	男	女	計	
南 割	12	0	12	区長1、副区長2、分館主事1、自治組合長7
中 割	5	0	5	区長1、副区長1、書記1、分館主事1
北割二区	14	0	14	区長1、副区長2、分館主事1、自治会長9
北割一区	13	0	13	区長1、副区長1、分館主事1、環境美化遠征組合長1、自治会長8
小町屋	6	0	6	区長1、副区長1、会計1、分館主事1、環境美化長1
福 岡	12	2	14	区長1、副区長1、会計1、分館主事1、自治組合長8(1)、環境美化組合長1(1)
市場割	11	2	13	区長1、副区長1、会計1、分館主事1、自治会長6(2)
上赤須	22	0	22	区長1、副区長1、会計1、分館主事1、地区社協会長1、環境美化組合長1、区会議員15
下 平	6	0	6	区長1、副区長1、分館主事1、環境美化連合会長1、社会福祉協議会長1
町一区	8	0	8	区長1、副区長(自治会長)1、総務(自治会長)1、会計1、他自治会長2、分館主事1、分館主事1
町二区	15	1	16	区長1、副区長2、分館主事1、環境美化推進連合組合長1、環境美化推進連合副組合長1、土木運合組合長1、防火運合組合長1、交通運合組合長1、街灯上下水道1、役無し町内会長3(1)、一般会計1、特別会計1
町三区	11	1	12	区長1、副区長(自治会長)1、総務1、会計1、自治会長4、分館主事1(1)、家庭部長1、環境美化連合長1
町四区	9	1	10	区長1、副区長1、庶務1、会計1、特別会計1、環境美化1、文書処理1、分館主事1、分館主事1(1)
上穂町	10	3	13	区長1、副区長1、会計1、他自治会長3、分館主事1、分館主事1、環境美化長1、青少年副会長1、女性部部長1(1)、女性部副部長1(1)、女性部会計1(1)
中沢	37	0	37	区長1、副区長1、会計1、自治会長12、分館主事11、分館主事11
東伊那	22	1	23	区長1、副区長1、総務1(1)、自治会長5、副自治会長5、分館主事5
合 計	213	11	224	

4.91%

